

経済史 2 (経済史 B) 平成 17 年度京都大学経済学部講義 (担当:坂出健)

教材 9.1 (2005 年 11 月 29 日)

第 9 講 第二次大戦の起源・運営・帰結 (2) - プレトン・ウッズ会議

なぜ、チェンバレン内閣は、宥和主義外交を続けたのか？

- ・ ドイツとの戦争 = アメリカからの借款の必要性和対米依存

アメリカの経済的リーダーシップ (具体的には門戸開放要求の受け入れ等) の受け入れ

- 英は経済的独立性の喪失を恐れ、アメリカへの財政的依存回避。

1940 年 5 月 ドイツ、フランス侵攻

- ・ 対独強硬路線提唱するチャーチルが首相に就任 - 「バトル・オブ・ブリテン」へ

ナチス・ドイツのフランス侵略に対して、アメリカの財政援助(武器貸与援助)受け入れ、対独本格参戦するかどうか？

【 2 】アメリカ孤立主義と武器貸与法のメカニズム

[1] 中立法の制定と現金自国船主義

(1) 中立法

35 年 8 月 31 日 中立法 (ジョイント・リザルション 67)

交戦諸国への武器輸出の禁止

米国船の戦闘海域への立ち入り禁止(自国船主義)

米国商品を交戦国へ輸出する場合には輸出以前に支払いを受けること(現金主義)

- ・ 大統領が明白な軍事的用途をもつ品目を、戦争手段のリストのなかで特別に宣言
- ・ イタリアのエチオピア侵略の直前に制定

【 孤立主義者 】 枢軸諸国と英仏との戦争にアメリカが巻き込まれないように

:一次大戦時イギリスはアメリカ国内での外債応募を許可され、その手段によりアメリカから軍需物資・食糧の輸入賄う 戦債未回収問題

この反省からアメリカは (「現金・自国船主義」 (Cash and Carry:C&C) を前面に

金融上の支援避け、現金支払いを強制

イギリスは、アメリカでの外債応募・アメリカ政府からの借款も期待できず。

(2) 中立法改定プロセス

39 年 11 月中立法改定

- ・ 武器禁輸条項 () 撤廃。
- ・ 現金自国船主義 () ・ ジョンソン法による借款制限残る。

イギリス:ヨーロッパ大陸がナチスにより封鎖されアメリカの物資に依存

C&C 政策は、イギリスから金・ドル準備、在米ドル資産を吸い上げるパイプとして機能

[2] 武器貸与法制定

(1) 武器貸与法(Lend Lease Act) - フランスの敗北・イギリス大空襲につぐ第二次大戦の「第3の頂点」(チャーチル)

1941年3月11日成立:英米間の「不文同盟」(Common-law Alliance)

「国際主義者」(連合軍積極援助論者)の「孤立主義者」(中立厳守論者)に対する勝利

(2) FDR 三選 (40 年 11 月)

40年5月15日 チャーチル英首相に就任 - FDR に「非交戦国援助」を要請

・ FDR 援助を承諾

議会に追加軍事予算を

40年8月(～9月) 「バトル・オブ・ブリテン」(独空軍の英本土大爆撃)

40年9月27日 日独伊三国同盟成立

40年11月 FDR、大統領選挙で三選

大統領公約「アメリカは参戦せず、イギリスに兵器を与えて対独戦争を続けさせる」(「不参戦・対英援助」を公約) 孤立主義者、全面的対英援助に賛成。以後、イギリスの戦争はアメリカの兵器に依存していく。

(3) FDR の武器貸与方針

40年11月頃 イギリスの対ドル信用破産に瀕することが判明

40年12月8日 チャーチル - ルーズヴェルト書簡 - 米国の援助の要請 - 「兵器購入資金がなくなった」と訴え。

40年12月17日 FDR 記者会見:イギリスの自国防衛に対する支援の重要性

40年12月29日 FDR 「国家の安全に関する炉辺談話」

「アメリカは民主主義の兵器廠(great arsenal of democracy)となる」(武器貸与方針)

41年1月6日 年頭教書

アメリカの防衛圏を従来の西半球からイギリス(英、英帝国)含む領域に拡大

- 伝統的な「アメリカ大陸主義」からの逸脱

ナチス・ドイツとの宥和主義による平和の否定

:従来の外交政策からの大転換

国内の生産体制の全面的な戦時型への転換

(4) 武器貸与法制定過程

推進派

40年12月8日～投資銀行家協会(Investment Bankers Ass.)年次大会

・全米産業審議会会長ジョーダン「我々の援助によってイギリスが勝ち残ったとしても、経済的に逼迫し、権威を著しく失墜するであろうから、同国が長年世界に占めてきた支配的地位を回復し、維持できるとは考えられない。せいぜいイギリスは新しいアングロサクソン帝国 Anglo-Saxon imperialism のジュニアパートナーとなり、その重心は合衆国の経済資源と陸海空軍力にあるであろう」

41年1月末 ニューヨーク商業会議

・J.P.モルガン商会副理事ラモント:全面援助はイギリスの戦勝をもたらす 法案の早期可決を希望

41年3月 武器貸与法成立 「ジョンソン法」(対英兵器購入ローンを禁じる)

上院 60×31 下院 317×71

(5) 武器貸与援助の本格化

41年3月11日 法案成立と同時にイギリス・ギリシアへの適用決定

41年4月～ 対英武器貸与法援助がフル回転 - イラン・エジプト・中国・ソ連に順次適用

イギリスを対米支払い困難から解放(C&C政策からの解放)

参戦前段階において、FDR政権が「西半球の防衛」という論理を越えて、軍事援助を手段としてグローバルな形で枢軸国と対決(反枢軸のグローバルポリシー)

と同時に、武器貸与援助は単なる軍事援助ではなく、それを交換条件としてアメリカの戦後経済秩序の受け入れを供受国に迫るものであった。

武器貸与援助:「枢軸国の攻撃に対して英帝国を防衛すると共にその解体をはかる二重の意味でのグローバルポリシーの原型」(油井(1972)) 武器貸与協定をめぐる英米交渉・角逐が開始

41年7月 ケインズが訪米し武器援助協定交渉はじまる。

・焦点は、武器貸与協定第7条「相手国からの輸入に対する差別撤廃」規定

41年8月 大西洋会談:ルーズヴェルト×チャーチル

・戦争目的と終結のためのルールを明示した「大西洋憲章」発表

英「大英帝国・特惠関税保持」×米「オープン・ドア要求」

英米間の対立がどのように調整され戦後の経済秩序をめぐる構想が成立するか?

【3】ブレトン・ウッズ協定の成立

ブレトン・ウッズ会議

1944年7月1日 連合国通貨金融会議

- ・アメリカ北東部(ニューハンプシャー州)の保養地で開催
- ・参加国 44:第二次大戦後の国際通貨システムの基礎
- ・国際通貨基金(IMF)・世界銀行(IBRD)設立
- ・「自由・無差別・多角」の原則

武器貸与交渉開始(1941年)以来4年間の英米交渉が結実

- ・戦時中の同盟関係の背後で進行した戦後構想をめぐる角逐過程

[1] 武器貸与援助受入交渉 相互援助法第7条

(1)大西洋憲章

アメリカの挑戦「われわれの解釈に誤りがなければ、米国政府が提唱した政策は画期的なものである。これは真に新しい世界秩序の理念を指向している」(英『エコノミスト』1942年)

- ・米国の伝統的政策(経済的孤立主義と国家主義)からの転換

1930年 スムート・ホーリー(高)関税・第一次大戦戦時債務の返済強要・国内景気対策優先から
1933年ロンドン経済会議を失敗させる。等

FDR政権の戦後計画

- ・国務省:ハル国務長官(1939年夏～)、ウエルズ国務次官:貿易の多角化と障壁撤廃に重点
オタワ協定(帝国特惠関税)への敵意
- ・財務省:モーゲンソー財務長官、ホワイト(国際金融問題担当)
- ・商務省:ウォレス長官
それぞれ別個に政策立案

大西洋会談:1941年8月 FDR×チャーチル

- ・戦時中の軍事問題と戦後処理問題の検討が主眼
- ・大西洋憲章:米英両国の戦争目的についての共同声明
- ・1941年7月 ワシントンで武器貸与(相互援助)協定に関する交渉開始
英側代表ケインズ「戦争の終結とともに英国政府は重大な経済困難に直面し、これを打開するためには、双務協定その他で米国を完全に差別することが不可避」 戦後経済構想が大西洋会談の議題に
- ・ウエルズ国務次官:ケインズ発言に反発し、憲章第4段落米側草案として、すべての国が「差別されることなく、公平な条件の下に」市場に接近しうる旨を用意。
- ・「差別されることなく」とオタワ協定が抵触するかどうかが焦点
- ・FDR×チャーチル交渉 FDRの妥協により第4段落は「実質骨抜き」に

(2)相互援助協定(武器貸与援助受入)交渉

武器貸与援助の「見返り」:アメリカは武器貸与援助の代償に、被援助国の軍事的行動によるアメリカの防衛強化という利益に加え、返済ないしそれに代わるべき利益を要求。

- ・アメリカは援助と引き替えに、イギリスから戦後アメリカの世界政策(貿易・為替の「自由化」を基礎とする多角貿易の再建)に従うという約束をとりつけようとした。
 - ・英はじめ武器貸与物資受領国との間で締結された相互援助協定のなかに戦後の通商政策についての公式の約束が挿入

・焦点は 英帝国特惠関税制度・オタワ協定の廃棄と スターリング圏の解体

相互援助法第7条

1941年7月28日 ケインズ、ウエルズの大西洋憲章第4段落草案と同内容の相互援助法第7条草案受け取る。

「米英両国はそれぞれを原産地とする物資の輸入に対するアメリカならびにイギリスの差別を撤廃し、これらの目的を達成するための措置を規定するものとする」

- ・英連邦特惠関税・その他のアメリカに対する差別措置を完全に撤廃する内容
- ・アメリカ側の関税引き下げ・不況に陥った際の措置に触れず。

交渉決裂(ケインズ帰国) 以後、米英双方の歩みより

1941年12月 チャーチル、ワシントン訪問

FDR から「米国政府が高率の保護関税を廃止する約束をしていないと同様に、わが国も英連邦特惠関税の廃止を約束していない」との言質得る。

1942年2月23日 英米相互援助協定調印

- ・イギリスが戦後「国際的交易における一切の差別待遇の撤廃、関税その他の貿易上の障害を減少させる」ためにアメリカと共同歩調をとる旨が明文化 多角主義原則への合意
- ・英連邦特惠関税については曖昧

[2] プレトン・ウッズ会議 - 多角主義原則の具体化

(1)ホワイト(米)案×ケインズ(英)案(1943年頃までに出そろう)

ホワイト案:インフレに対する警戒感から為替安定基金を主張

- ・国務省:通商政策立案 国際貿易憲章(ITO)・GATT 起草へ
- ・財務省:金融政策立案 国際通貨基金(IMF)・世界銀行設立へ

* FDR とハル国務長官との関係悪化が背景

1941年12月 モーゲンソー国務長官、ホワイト(経済学者)に戦後金融政策の財務省案作成を委任

1942年はじめ「国際連合安定基金および連合国ならびに準連合国再建銀行試案」

- ・二機関は「為替相場と通貨・信用制度の崩壊を防止し、外国貿易を復活し、戦後において復興、救済、経済再建のため、事実上世界が必要とする巨額の資金を供給」する。
- ・戦後復興より通貨安定を重点的に検討
 - ケインズ案
- ・戦争開始後、ケンブリッジ大学から政府へ招請され、大蔵省経済顧問に
- ・国際清算同盟の下に銀行預金に類似した決済・借入機能をもつ通貨(Bancor:バンコール)の創設を提唱
- ・バンコールが世界の金融システムの基盤として金に取って代わり、国際的な信用の拡大を可能にする。
 - 戦後国際貿易の急速な回復の保障
- ・両大戦間期のイギリス経済のジレンマ:金本位制の下でポンドは対外価値の安定を保証されるが、政府は国内の財政金融政策を効果的に駆使することができなかった。
 - 「金を国際的な本位貨幣とした場合の欠点を除きその長所を取り入れる」必要
 - 清算同盟の機能により加盟国は国際収支の赤字に煩わされることなく経済拡大を追求可能

[図表 2] ホワイト案とケインズ案

(2)両案の争点

一致点:1930年代の混乱への反省

- ・経済ブロック化 多角的決済システムに基づく多角貿易
- ・為替切下げ競争 固定相場制による為替相場の安定

対立点

戦後過渡期の問題

英)多角主義の原則を実行に移す条件として、戦後過渡期を乗りきるために新たな大規模援助措置が必要である。ポンド交換性回復の準備期間の長期化が必要。

米)ブレトン・ウッズ機関(IMF・世銀)があるので必要ない。

流動性の問題

ホワイト案:為替安定基金総額:50億ドル

ケインズ案:豊富な国際流動性の供給(260億ドル)

(3)ブレトン・ウッズ協定

「調整可能な釘付け(adjustable peg)」平価システム

- ・金本位制維持に必要な厳格な貨幣節度の遵守がもたらすデフレ政策ではなく、一定の範囲内で完全雇用達成を目標にしたマクロ政策の自律性を追求しうる。
- ・加盟国は平価の上下 1%の幅内に自国通貨を調整する義務を負うが、国際収支が基礎的不均衡に陥ったとみなされると、IMF との協議を経て変更できる。
- ・平価は、IMF 協定第 4 条で、自国通貨を「金または 1944 年 7 月 1 日現在の量目及び純分を有する合衆国ドル」のどちらかで表示することを要求する。[図表 1 参照]

「通貨の交換性」による多角的決済システム

IMF 協定第 8 条:経常取引における通貨の交換性回復要求

* 過去に蓄積された対外債務には適用されず(第 8 条 4 項) ポンド残高への配慮

IMF 引出権による国際流動性供給

- ・IMF は、加盟国が一時的な国際収支不均衡に陥ったとき、ドル平価維持に必要な短期資金を融通することができる。

戦後の国際通貨・為替体制の中心にドルが位置することに国際的な承認が与えられる。

【参考文献】

山本栄治 『国際通貨システム』 (岩波書店、1997 年)

石見徹 『国際通貨・金融システムの歴史』 (有斐閣、1995 年)

ガードナー 『国際通貨体制成立史(上下)』 (東洋経済新報社、1973 年)

岩本武和 『ケインズと世界経済』 (岩波書店、1999 年)

坂井昭夫 『国際財政論』 (有斐閣、1972 年)